

[事案 28-272] 災害死亡保険金支払請求

・平成 29 年 7 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

被保険者が転倒により受傷した後に死亡したことを理由に、災害死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 16 年 10 月に配偶者が契約した終身保険にもとづき、以下の理由により、災害死亡保険金を支払ってほしい。

- (1) 被保険者である配偶者は、自宅で転倒して頭部を打ち、外傷性硬膜下血腫と診断され、転倒の 8 日後に死亡した。
- (2) 被保険者は転倒以前から悪性リンパ腫に罹患しており、死亡診断書には直接死因は悪性リンパ腫であると記載されたが、一般状態区分表にもとづく身体の状態については悪化が見られる。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 転倒後の救急搬送時において被保険者の意識は正常であり、手術は実施されず、転倒 3 日後の検査でも出血の拡大は見られなかったから、外傷性硬膜下血腫と死亡との因果関係はない。
- (2) 医師によると、被保険者は、悪性リンパ腫の末期で、転倒前日にはかなり衰弱した状態であった。そうすると、転倒は専ら被保険者の疾病が原因といえ、「不慮の事故」の要件である外来性を満たしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、死亡前後の被保険者の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、災害死亡保険金の支払いを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。